

令和 7 年 第 1 回 定例会

館 林 衛 生 施 設 組 合 議 会 会 議 録

令和 7 年 3 月 2 6 日 開 会

令和 7 年 3 月 2 6 日 閉 会

館 林 衛 生 施 設 組 合

令和7年館林衛生施設組合議会第1回定例会会議録目次

議事日程	2
本日の会議に付した事件	2
出席議員	3
説明のために出席した者	3
事務局職員出席者	3
開会及び開議	4
会期の決定	4
会議録署名議員の指名	4
議案第5号	4
議案第6号	5
議案第7号	6
議案第8号	7
議案第9号	8
議員提出議案第1号	12
管理者の挨拶	13
閉会	13
署名議員	14

令和7年館林衛生施設組合議会第1回定例会会議録

令和7年3月26日(水曜日)

館林地区消防組合 館林消防署 3階 防災教室

議 事 日 程

令和7年3月26日午前11時00分開議

- 第1 会期の決定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 議員の失職の報告
- 第4 議案第5号 刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 第5 議案第6号 館林衛生施設組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び館林衛生施設組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第7号 令和6年度館林衛生施設組合一般会計補正予算(第2号)
- 第7 議案第8号 令和7年度館林衛生施設組合関係市町負担金の分賦の割合について
- 第8 議案第9号 令和7年度館林衛生施設組合一般会計予算
- 第9 議員提出議案第1号 館林衛生施設組合議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（9名）

1 番 池 森 の り 子 君
4 番 野 村 晴 三 君
6 番 青 木 文 雄 君
8 番 齋 藤 一 夫 君
10 番 原 口 剛 君

2 番 斉 藤 貢 一 君
5 番 市 川 初 江 君
7 番 眞 塩 香 奈 子 君
9 番 大 澤 成 樹 君

欠席議員（なし）

説明のために出席した者

管 理 者（館林市長）
副管理者（板倉町長）
副管理者（明和町長）
副管理者（千代田町長）
副管理者（館林市副市長）
会計管理者
事務局長
施設課主幹兼環境施設係長
総務課主幹兼総務係長
施設課衛生施設係長

多 田 善 宏 君
小 野 田 富 康 君
富 塚 基 輔 君
高 橋 純 一 君
野 口 一 幸 君
松 澤 直 範 君
瀬 下 則 嗣 君
奥 山 浩 康 君
青 木 裕 二 君
江 原 俊 介 君

事務局職員出席者

書 記 瀧 口 陽 介

書 記 橋 本 淳 志

第 1 開会及び開議

(令和7年3月26日午前11時00分開会)

○議長(野村晴三君) ただいまの出席議員は、9名であります。定足数に達しておりますので、告示第2号をもって招集されました令和7年館林衛生施設組合議会第1回定例会は成立いたしました。

これより開会し、直ちに会議を開きます。

第 2 会期の決定

○議長(野村晴三君) 日程第1、会期の決定をいたします。

本定例会の会期を本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野村晴三君) 異議なしと認めます。

本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

第 3 会議録署名議員の指名

○議長(野村晴三君) 次に、日程第2、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員に、8番、齋藤一夫君、9番、大澤成樹君を指名いたします。

第 4 議員の失職の報告

○議長(野村晴三君) 次に、日程第3、議員の失職の報告をいたします。

吉野高史議員が公職選挙法第90条の規定により、令和7年3月16日をもって館林市議会議員の職を失職したため、本組合議会議員の職も同時に失職となりましたので、ご報告いたします。

第 5 議案第5号

○議長(野村晴三君) 次に、日程第4、議案第5号 刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

管理者、多田善宏君。

○管理者(多田善宏君) 議案第5号 刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について申し上げます。

本案は、刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、関係条例において所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されることに伴い、関係条例において用いられている文言を改めるものでございます。

よろしくご審議の上、原案のとおり議決くださるようお願い申し上げまして提案理由の説明といたします。

○議長（野村晴三君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野村晴三君） 質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野村晴三君） 討論を打ち切ります。

採決いたします。

議案第5号を原案どおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

（ 挙手全員 ）

○議長（野村晴三君） 挙手全員。

よって、議案第5号は原案どおり可決いたしました。

第 6 議案第6号

○議長（野村晴三君） 次に、日程第5、議案第6号 館林衛生施設組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び館林衛生施設組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

管理者、多田善宏君。

○管理者（多田善宏君） 議案第6号 館林衛生施設組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び館林衛生施設組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の一部を改正するものでございます。

まず、勤務時間、休暇等に関する条例の改正内容について申し上げますと、1点目は、時間外勤務の免除の対象となる子の範囲を拡大するものでございます。

2点目は、家族が介護を必要とする状況に至った職員への仕事と介護の両立支援制度の周知及び意向の確認を義務づけるものでございます。

3点目は、職員が仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備に関する措置を義務づけるものでございます。

次に、育児休業等に関する条例の改正内容について申し上げますと、条例で引用している法律条文に条項ずれが生じるため、これを修正するものでございます。

よろしくご審議の上、原案のとおり議決くださるようお願い申し上げまして提案理由の説

明といたします。

○議長（野村晴三君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野村晴三君） 質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野村晴三君） 討論を打ち切ります。

採決いたします。

議案第6号を原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

（ 挙手全員 ）

○議長（野村晴三君） 挙手全員。

よって、議案第6号は原案どおり可決いたしました。

第 7 議案第7号

○議長（野村晴三君） 次に、日程第6、議案第7号 令和6年度館林衛生施設組合一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

管理者、多田善宏君。

○管理者（多田善宏君） 議案第7号 令和6年度 館林衛生施設組合一般会計補正予算（第2号）について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算において、300万円の増額補正でございます。

まず、歳出の主な内容について申し上げますと、し尿処理費におきまして、電気料金等の高騰に伴い館林環境センター長期包括運営業務委託料を増額するものでございます。

次に、歳入の主な内容について申し上げますと、歳出予算の増額に伴い不足する財源につきまして、財政調整基金からの繰入れを行うものでございます。

以上、よろしくご審議の上、原案のとおり議決くださるようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（野村晴三君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野村晴三君） 質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野村晴三君） 討論を打ち切ります。

採決いたします。

議案第7号を原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

○議長(野村晴三君) 挙手全員。

よって、議案第7号は原案どおり可決いたしました。

第 8 議案第8号

○議長(野村晴三君) 次に、日程第7、議案第8号 令和7年度館林衛生施設組合関係市町負担金の分賦の割合についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

管理者、多田善宏君。

○管理者(多田善宏君) 議案第8号 令和7年度 館林衛生施設組合関係市町負担金の分賦の割合について申し上げます。

本案は、令和7年度一般会計予算に係る関係市町負担金の負担割合について議決を求めるものでございます。

各負担割合の算定基礎について申し上げます。

まず、議会費に係る負担金の負担割合につきましては、議員数の割合により算出し、総務費及び予備費に係る負担金の負担割合につきましては、均等割を10%とし、残り90%を1市3町の人口の割合により算出しております。

次に、衛生費のごみ処理費のうちストックヤードの運営に係る負担金の負担割合につきましては、搬入車両の台数割合により算出し、その他のごみ処理費及びし尿処理費に係る負担金の負担割合につきましては、それぞれの年間搬入量の割合をもって、負担割合を算出しております。

次に、公債費に係る負担金の負担割合について、申し上げます。

まず、ごみ処理事業に係る公債費の負担割合につきましては、1市2町の人口の割合により算出し、し尿処理事業に係る公債費の負担割合につきましては、し尿処理費と同じ年間搬入量の割合により算出しております。

なお、各負担金の負担割合につきましては、令和6年10月1日を基準日として、それぞれの負担割合を算出したところでございます。

よろしくご審議の上、原案のとおり議決くださるようお願いを申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長(野村晴三君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野村晴三君) 質疑を打ち切ります。

討論を行います。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野村晴三君) 討論を打ち切ります。

採決いたします。

議案第8号を原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

○議長(野村晴三君) 挙手全員。

よって、議案第8号は原案どおり可決いたしました。

第 9 議案第9号

○議長(野村晴三君) 次に、日程第8、議案第9号 令和7年度館林衛生施設組合一般会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

管理者、多田善宏君。

○管理者(多田善宏君) 議案第9号 令和7年度 館林衛生施設組合一般会計予算について申し上げます。

令和7年度の予算編成に当たりましては、物価高騰や賃金上昇の影響に対応しながら、一般廃棄物を適正に処理し、安定的に組合事業が継続できるよう予算を編成したところでございます。

この結果、令和7年度一般会計予算の総額は、16億7,948万5,000円となり、前年度と比較して3.8%の増額計上となっております。

まず、歳出予算の主な内容について申し上げます。

衛生費のごみ処理費につきましては、本年度も引続きごみ処理施設及びたてばやしストックヤードの運営を民間事業者には包括委託してまいります。その他、組合管内から発生する一般廃棄物を滞ることなく適正に処分するため、必要となる予算を計上したところでございます。

次に、し尿処理費について申し上げます。

令和7年度におきましても、引続きし尿処理施設の運営を民間事業者には包括委託してまいります。

また、組合管内のし尿収集業務につきましては、業務委託を継続し、収集環境の変化に対応しながら、住民サービスの向上に努めてまいります。

次に、歳入予算の主な内容について申し上げます。

まず、分担金及び負担金につきましては、物価高騰の影響により各処理施設の包括運営業務委託料等が増額となったことから、前年度比3.1%の増額計上となったのを初め、使用料及び手数料につきましても、前年度より増額計上となっております。

また、組合運営に必要な財源を確保するため、財政調整基金を最大限に活用し、繰入金として予算計上したところでございます。

以上、令和7年度一般会計予算の概要について申し上げます。

よろしくご審議の上、原案のとおり議決くださるようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（野村晴三君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

2番、斉藤貢一君。

○2番（斉藤貢一君） 簡単にちょっと教えてもらいたいですけれども、37ページ、先ほども説明があったんですけれども、関係市町負担金の算定基礎、その中で、1番下の欄の衛生費のごみ処理費の搬入者負担分と搬入者負担分以外の明細なんですけれども、搬入者というのは基本的にごみの収集業者のほうで良いのかどうか。

それと、搬入者負担分以外というのはどういうことなのか、そこら辺について分かれば教えていただきたいと思います。

それから、ごみの量ですけれども、大分増えているのが実情じゃないかと思うんですけれども、ごみの量が増えると同時に色んな負担が増えてくると思うんですけれども、これからの見通しについてどのように考えているのかということと、市町別で色んなごみの減量化というのは進んでいるんですけれども、衛生施設組合の中で、例えばごみ袋の有料化の実態というのは各自治体の中でどうなっているのか、統一したほうが私は良いのかなと思うんですけれども、そこら辺についての考えをお伺いしたいと思います。

○議長（野村晴三君） 事務局長、瀬下則嗣君。

○事務局長（瀬下則嗣君） 斉藤議員さんのご質問にお答えいたします。

まず、負担金の算定のところにございます搬入者負担分と搬入者負担分以外の区分けのところですが、ごみ処分手数料の課金の対象となったごみの搬入量割、対象とならなかった部分のごみの搬入量割によって分けさせていただいております。1世帯当たり月に90kgまでは無料という設定がございますので、そちらは対象とならない部分となっております。

それから、もう1点、各行政のほうで委託しておりますステーションの回収から持ち込まれる分、こちらも区分けして計算をさせていただいております、なるべく持ち込まれているごみの実態によって搬入量割、それからストックヤードというのがクリーンセンターにございますが、そちらの運営については、台数割という形を採らせていただいております。

そのように細かく分けておりますのは、ごみの搬入におきまして、資源物と燃えるごみと混載で持ってこられる方が多くいらっしゃいますので、混載された場合のストックヤード利用分については、台数によって分ける。燃えるごみのみの場合は、量によって分けるというようになるべく実態に沿った形で、量の割合、台数の割合という形で分けて負担金の計算をさせていただいているところでございます。分かりづらくて申し訳ございません。

それと、減量化ですが、ごみの成分自体が、4割が水分となっております、こちらは構成市町の主管課の皆様にも御協力いただきながら、これまでも何回か、生ごみ等をお出しいただく際には、なるべく一絞りしていただき、水分を落としていただくと燃焼効率も上がりますし、ごみを燃やした後に焼却灰になるんですが、灰の量が極端に減るという訳ではな

いんですが、水分が減ることによって、ごみの処理がスムーズに進むということからもお願いしているところがございます。

間接的ではございますが、水分を多く含むごみを水分を落としていただくことによって、収集運搬される際に重量が減りますので、車両が使う燃料の削減に繋がり、CO2の削減にも繋がると考えております。

ごみの減量化につきましては、できるだけそのような形で、燃えるごみを出す際に水分を落としていただくように今後もお願いしていきたいと考えております。

それから、ごみ袋の有料化につきましては、統一したほうが良いのではないかという話をいただきましたが、各市町でもいろいろ検討されているところもあると思います。

我々の事務レベルでの実務者会議というのを開いておりまして、その中でもいろいろ話し合いをしておりますので、今後関係市町の主管課とさらに詰めていきながら、統一が図れるかどうか、将来に向けて、その辺も検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野村晴三君） 2番、斉藤貢一君。

○2番（斉藤貢一君） ありがとうございます。

搬入者負担分というのが分かりづらかったので、後でゆっくり教えていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それと、ごみの減量化につきましては、これからどんどん厳しくなっていくのが現実かなと思います。

市町にとっても、そんなに財源が豊かではないので、ごみを減らすということは、他にも使えるお金が増えるということになりますので、そこら辺のことは、今日首長さんがいらっしゃいますので、よろしくお願いいたしますと思います。

受益者負担の観点から言えば、ごみ袋の件についても、私はある程度は市民・町民の方にも負担はやむを得ないかなと思っています。

ごみ袋の有料化を導入した自治体においては、ごみの減量化というのが、極端ではないにしても、かなりの割合で下がっているというのが実態ですので、私は統一化していくような方向性で、組合のほうからでも動いていただければありがたいなと思いますので、よろしくお願いいたしますと思います。

○議長（野村晴三君） ほかに。

1番、池森のり子君。

○1番（池森のり子君） ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

私からは、いくつか質問させていただきます。

3款衛生費 1項清掃費、ページ数で言いますと19ページになります。

令和6年度の予算に書いてありました廃棄物と環境を考える協議会等負担金6万4,000円と、環境保全関係負担金10万4,000円の取組みが令和7年度には記載されておられま

ん。環境を考えることは、とても大切な取り組みだと思っております。

それなので、7年度に記載されていない理由を教えてください。

それと、もう1点なのですが、こちら19ページになります。

館林地区防火安全協会負担金は、令和6年度にはなかった金額なんですけど、こちらは何か新しい取り組みなのか、こちらの2点を教えてください。お願いいたします。

○議長（野村晴三君） 事務局長、瀬下則嗣君。

○事務局長（瀬下則嗣君） 池森議員さんのご質問にお答えいたします。

初めに、廃棄物と環境を考える協議会等負担金でございますが、館林環境センターでは、し尿処理を行う中で、年に一度受入槽となる部分の清掃を行っており、この槽に堆積した清掃汚泥の最終処分を北茨城市へ行っております。

その処分先である北茨城市におきまして、平成25年2月に、廃棄物行政の円滑な遂行を目的として、廃棄物と環境を考える協議会が設立され、北茨城市に廃棄物を搬入する団体に対し、協議会への参加が受入れの条件とされましたことから、当組合も、設立当初から参加をしております。

当初、東北の震災の影響により、放射性物質が含まれる汚泥の処分先が限定されておりましたことから、北茨城市への搬入となりましたが、14年を経過し、その値も不検出となり、より近い場所での処分先の検討を進めましたところ、ひたちなか市において、新たな処分先が見つかりました。

このことから、北茨城市への廃棄物の処分に伴い参加をしておりました廃棄物と環境を考える協議会を退会する運びとなったため、令和7年度の予算書におきましては、記載されていないものとなっております。

なお、新たな処分先におきましては、北茨城市のような協議会はありません。

次に、環境保全関係負担金でございますが、こちらは、廃棄物と環境を考える協議会において、廃棄物の搬入量に応じて課されておりました負担金として、同協議会の退会と共に負担がなくなりましたため、令和7年度予算書には、こちらに記載されていないものとなっております。

次に、館林地区防火安全協会負担金でございますが、令和6年度の予算書におきましては、廃棄物と環境を考える協議会等負担金の表記の中の協議会等の等の部分に含まれておりますことから表題部に表れていないものとなっておりますが、令和7年度におきましては、廃棄物と環境を考える協議会の退会に伴い、関係する負担金なくなりますことから、表題部に記載されることとなった次第でございます。

また、この館林地区防火安全協会につきましては、安全で安心なまちづくりと防火意識の高揚を目的として、平成29年4月に設立された組織でございますが、これまでも継続して、職員が、施設運営に必要となる危険物取扱者試験に伴う講習会などに参加しております。

以上でございます。

○議長（野村晴三君） 1番、池森のり子君。

○1番（池森のり子君） とても丁寧なご説明ありがとうございます。理解いたしました。

環境を考える取組みは、これからも大切なことだと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（野村晴三君） ほかに。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野村晴三君） 質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野村晴三君） 討論を打ち切ります。

採決いたします。

議案第9号を原案どおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

（ 挙手全員 ）

○議長（野村晴三君） 挙手全員。

よって、議案第9号は原案どおり可決いたしました。

第 10 議員提出議案第1号

○議長（野村晴三君） 次に、日程第9、議員提出議案第1号 館林衛生施設組合議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

9番、大澤成樹君。

○9番（大澤成樹君） 議員提出議案第1号 館林衛生施設組合議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、刑法等の一部を改正する法律等の施行により、懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されることに伴い、条例において用いられている文言を改めるほか、条例で引用している法律条文に項ずれが生じるため、これを修正するものでございます。

以上、議員各位のご賛同をお願いいたしまして、提案理由の説明といたします。

○議長（野村晴三君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野村晴三君） 質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野村晴三君） 討論を打ち切ります。

採決いたします。

議員提出議案第1号を原案どおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

(挙手全員)

○議長(野村晴三君) 挙手全員。

よって、議員提出議案第1号は原案どおり可決いたしました。

第 11 管理者の挨拶

○議長(野村晴三君) 以上で、本日の議事日程の全部を終了いたしました。

この際、管理者から挨拶のため発言を求められておりますので、これを許します。

管理者、多田善宏君。

○管理者(多田善宏君) 本日は、提案いたしました全議案につきまして、原案どおり議決していただき厚くお礼申し上げます。

さて、本組合が保有する処理施設は、地域に暮らす住民の生活に欠かすことのできない重要な施設でございます。

今後におきましても、適正な維持管理のもと、将来を見据えた点検整備などを計画的に進め、持続可能な施設の運営に努めてまいります。

結びとなりますが、議員各位におかれましては、年度替わりの折、公私ともにご多忙のことと存じますが、引続き組合の発展に向け、ご指導・ご支援を賜りますようお願い申し上げます。お礼の挨拶とさせていただきます。

なお、私事で恐縮ではございますが、先の選挙におきまして、皆様方からのご支援・ご協力を賜りまして、感謝申し上げます。ありがとうございましたというふうに思っております。

引続き、2期目を託されましたので、組合議員の皆様方にもご理解とご協力をいただきながら、お願いしたいと思っております。

本日は、大変ありがとうございました。

第 12 閉会

○議長(野村晴三君) 以上をもちまして、館林衛生施設組合議会第1回定例会を閉会いたします。

大変お疲れ様でした。

(午前11時30分閉会)

令和7年 月 日

議長 野村 晴 三

議員 齋 藤 一 夫

議員 大 澤 成 樹